

令和元年度
第2回やまがた緑環境税評価・検証委員会

資料1

日時 令和元年10月9日(水)
午前11時～午後4時
場所 村山総合支庁2階 講堂

1 開会

2 あいさつ

○環境エネルギー部長

3 議事

○委員長あいさつ

委員長から議事録署名人を指名

議事録署名人：齋藤 眞知子 委員

(1) 報告

①第1回やまがた緑環境税評価・検証委員会の議事録について

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料1において説明

(後藤完司委員長)

ただ今、皆様からご意見やご質問がありました第1回議事録について説明が
ありましたが、これに関して、ご意見などありましたらお願いします。

(意見なし)

②令和元年度やまがた緑環境税活用事業の取組状況について

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料2-1、2-3、2-4において説明

(森林ノミクス推進課森林整備・再造林推進主幹)

資料2-2において説明

(佐藤景一郎委員)

クマなどいろいろな動物によって、農業・林業を中心に被害を受けている。

休耕地が森林化してしまっ先が見通せない状況で、緩衝帯が小さくなっている。里山林整備を行った場合に山林については対象になるが、森林化した休耕地は対象にならない。緩衝帯についても一体的に整備することを少しご検討いただきたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

ただ今ご意見をいただいた「人と動物の共存林整備」事業は、市町村に対する補助事業で、原則山林の整備であり、耕作放棄地等の整備は事業の範囲外と考えている。ただし、獣被害がかなり出ているという状況は認識しており、みどり自然課と協議して対応を考えていきたい。

(林雅秀委員)

森林資源循環利用促進事業の間伐材等の搬出の支援について、2点お伺いたい。

1点目に、間伐材の搬出というのはどのようなものに対して補助しているのか。ラミナ・合板等用材向けと木質バイオマス燃料用材向けに搬出されている間伐材は、県内では年間実績見込みよりももっと多く動いているはず。この事業の中での補助は、どのようなものに対してなのかということを確認したい。

2点目に、木質バイオマス燃料用材などは以前と比べて価格が上昇していると思うが、そのような状況でも補助を続ける必要があるのかということについて認識を伺いたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

1点目の質問の間伐材の搬出支援はどのようなものに補助しているのかということについては、事前に事業計画書を提出していただいて、その内容を審査した上で、予算の範囲内であれば申請いただいたものを対象にしている。

(森林ノミクス推進課長)

1点目の質問の補足として、まずは間伐材が対象であるということ、次に林地残材については森林経営計画が策定されている森林から出た材という条件を付けて、対象を絞っている。

2点目の価格が上昇しているという質問については、実費と売り払った価格を比較して赤字になっている部分だけを補填している。定額で補助をしているわけではなく、条件の良いところは黒字になるが、奥地で赤字になるところについては差引して赤字になる部分をこの上限額の中で補助している。

③森林環境譲与税に関する取組状況について

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料3-1において説明

(森林ノミクス推進課森林整備・再造林推進主幹)

資料3-2、3-3において説明

(林雅秀委員)

新たな森林管理システムでは、境界の明確化をしてその後、市町村に管理を委託するという説明があった。(市町村におけるR1年度の森林環境譲与税の用途等一覧の資料によると)金山町と小国町では私有林整備が進んでいるということだが、これは市町村に委託するような形で、すでに進んでいるということなのか。もし分かれば教えていただきたい。

(森林整備・再造林推進主幹)

金山町と小国町では私有林整備を行うということで報告をいただいているが詳細を確認したところ、例えば金山町では、今年意向調査を実施しており、それが順調に進んだ場合に森林整備までできるかもしれないということで、念のため予算を確保しているもので、現状は着手まで至っていない。

(林雅秀委員)

市町村が委託を受けて進めるということは一応計画としては決まっているということか。

(森林整備・再造林推進主幹)

現在は意向調査の段階なので、今後市町村に委託するかどうかというところまではまだ決まっていない。

また、小国町については私有林整備と公有林整備を行うとしているが、具体的な内容は、新たな森林管理システムに基づく森林の整備ではなく、私有林を整備して出てきた材を共同で置く土場の整備を予定しているもの。

(後藤完司委員長)

24 市町村においては意向調査の準備作業に着手しているとあるが、その中身の進捗は県として把握しているのか。

(森林整備・再造林推進主幹)

意向調査の準備作業については、各市町村の状況に応じて様々な取組みをし

ており、それぞれの進捗状況については今のところ把握できていない。

(森林ノミクス推進課長)

補足させていただくと、まずは新たな森林管理システムの進め方については、各市町村において様々な森林情報の把握状況が異なることがあり、境界の確認等も市町村によって違うこともある。そのため、市町村からは進め方について他の市町村と取組状況を共有したい意向があり、9月に県と全市町村と関係団体が集まり協議会を立ち上げ、進捗状況や森林環境譲与税の使途を含めて、情報を共有する仕組みをスタートしている。

今の状況では、市町村によっては昨年からモデル地区を設定して、そこで意向調査を進めていくなど具体的・計画的に取り組んでいるところもある。ただ、大半はどのような形で行うのか検討または相談という市町村が多かったため、上半期に県と総合支庁の職員で各市町村を回り、どのような状況で取組を進めていく考えなのかについて聞き取りをした。

今後、様々な森林に関する情報を整理しなければ、実際の意向調査に入ることにはできない。県としては全市町村に対して今年度内に意向調査をどのような段取りで進めるかを整理していただきたいと指導を行っている。早いところではモデル的な取組を行っている市町村もあるが、全体的には意向調査の段取りを今年度中に固めて、来年度から具体的に意向調査に入っていただきたいと考えている。

(後藤完司委員長)

まだまだ始動するには時間が必要だということか。

(森林ノミクス推進課長)

実際に意向調査をやったとしても、森林整備はその次の段階になる。県内の市町村では実際の作業は来年度以降から始まり、今年度は住民の意向を聞く作業になる。

(後藤完司委員長)

そうすると、市町村によっては早く着手できるところと、そうでないところにかかなりのばらつきが出てくる可能性が考えられる。

(森林ノミクス推進課長)

今年から意向調査を始めるという市町村もあるので、丸1年くらいの差ができる可能性はある。県としては各市町村が足並みを揃えて、取り残されるとこ

ろがないように、今年は最低でも意向調査を進めるための資料収集と、どういう形で意向調査を進めるのかというところまでお願いしている。

(後藤完司委員長)

足並みを揃えるというのは、なかなか難しいのではないか。

(森林ノミクス推進課長)

市町村を回っていろいろ聞き取りをした感触では、県から助言や指導を受けながら一緒にやっていきたいという意識を持っている。市町村の体制として作業に専念できる人材を確保できないとの声もあり、その市町村の職員を対象とした研修会を開催するなどして、着実に取組みができるようにフォローアップしていきたいと考えている。

(後藤完司委員長)

「やまがた緑環境税」との組み合わせの問題があるので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(齋藤真知子委員)

田畑のような農地や宅地とは異なり、森林というのはなかなか境界が分からない。また、代替わりを繰り返しているうちに持ち主が分からなくなるというのが一番の特徴ではないかと私は考えている。

誰が持ち主なのかということを知るなど様々な調査をしていくのだろうと思うが、意向調査に入る前の作業というのは膨大なものになるのではないか。

(森林ノミクス推進課長)

ご指摘のとおりで、作業への課題は2点あり、1点は持ち主が分からないことと、もう1点は境界が分からないことである。

1点目の持ち主が分からない問題については、県では森林計画資料を作るため森林簿を作るが、それは資源がどれだけあるのかという資料で、所有者や地番などの資料も参考として入っているが、正確とは言い難い。一方で、市町村では「林地台帳」を作成しており、地番ごとに所有者が誰かを把握している。当然不正確な部分は残るが、市町村はできるところから取り組んでいる。土地の固定資産税を払っている方が登記簿上の所有者と異なっている場合は意向調査前に把握しておく必要がある。ただし、新たな森林管理システム制度の中では、もし所有者が分からない場合であっても、市町村が緊急に整備をしなければならない場所であれば、一定の手続きを経ることで市町村が代わりに整備す

る仕組みを作っている。

2点目の境界が分からない問題については、所有者自身が分からないところが割合的に多い。地籍調査が終わっていないところと、代替わりによって自分の持っているところが分からない場合もある。それらも新たな森林管理システムの中で意向調査をする準備段階の作業として、境界確認をしなければならない。確認しないと市町村が委託を受け入れない形になるのでいろいろな新しい技術を活用していきたい。ドローンや航空レーザなどで測量したデータを使って、できる限り現場に足を運ばなくても現地の状態が分かるような資料を作り、一同に集会所に集まっておいただき目星をつけることもできる。そのような技術もどんどん開発されているので、それらを駆使しながら意向調査に入っていく。

(2) 協議

①山形県荒廃森林緊急整備事業における協定の取扱いについて

(森林ノミクス推進課森林整備・再造林推進主幹)

資料4において説明

(佐藤景一郎委員)

現場サイドとしては非常に悩ましい協定のため、取扱いについてご検討いただいて大変ありがたく思う。

ただし、再造林の完了を伐採年度の翌年度末までとすると、若干難しい事案も出てくると考えている。例えば、伐採事業が翌年度に繰越され、1年延びたりすると問題になるのではないかと思う。再造林を行うまでの期間にもう少し幅があった方がよいのではと資料を拝見して思った。

あと、もう1点説明で聞き逃したところがあって、評価・検証委員会で協定内容を検討する、個々にやるというのは個々の契約についてということか。そうすると評価・検証委員会が常時開かれているわけではないので、その期間、年2～3回の開催だとすれば、かなりの期間が空くということになるが、この部分はどうか。

(森林整備・再造林推進主幹)

まず1点目の翌年度に再造林を行うのがかなり厳しいとのご意見をいただいたが、これに関しては伐採してから必ず再造林をするといった担保をどのようにとるかという点を内部で議論した。条件として森林経営計画の中で主伐・再造林を計画してもらうことが必要。森林経営計画は5年間の計画であるため、その中で主伐と再造林の両方の計画を入れていただく。また、伐採後、間が空くと再造林の計画が出てこないということも考えられるので、現場的には厳し

い条件かもしれないが、今回のような対応を提案させていただいた。

それから２点目は、今ご質問があったとおり、現在は箇所ごとに評価・検証委員会の場で検討する対応になっている。今回の対応方針（案）を検討するにあたり、ご質問をいただいたとおり、事前の審査を条件とすると迅速な対応ができなくなるということで、今後は事後報告で対応させていただきたいと考えている。

（佐藤さつえ委員）

翌年度末までに再造林を行うことを担保に協定期間内の皆伐を認めるという話があったが、地形や状況によっては再造林に向かない場合もあり皆伐ができなくなってしまう。例えば気象災害などで荒廃してしまっ手入れしなければならぬが再造林するには困難であるという場合はどうなるのか。

（森林整備・再造林推進主幹）

協定期間の 20 年間は皆伐できないというのが基本的な考え方で、止むを得ず伐採する場合は再造林を条件としたもの。地形的な問題等で再造林に向かないということであれば、現状の協定内容をそのまま継続していただくということになる。

②みどり豊かな森林環境づくり推進事業の募集・審査状況等について

（みどり自然課みどり県民活動推進主幹）

資料 5-1、5-2、5-3 において説明

（高橋知美委員）

私の所属するイヌワシの森倶楽部も現在やまがた緑環境税の助成を受けて事業を行っているが、事務局をやっている何が大変かという、書類を集めたりいろいろな人の意見を聞いたりなど、事務局の負担がとても大きい。また、事務局を務める人材をなかなか確保できない。

自分たちは自腹で、講師を呼ぶ場合は報償費としてお金が出る。このように事務局に関して団体に助成金が回ってこないという状況で、どれだけの団体が自分たちの意思を貫いていけるかという、それは難しいのではないかと。事務局の手間が大変で、それができなくなればその団体は活動できないといわれている中で、なぜ事務局への予算がつかないのかという意見がいろいろな団体から出ている。これを機に事務局に関する予算というものを検討していただければと思っている。

(みどり県民活動推進主幹)

そのような声があることは承知している。事務局でいろいろな手続きや領収書の整理などは大変な作業だが、本事業は性格的に税金を使うものであり、使途は明確にしなければならない。なお事務局に関する名目がどの程度税事業になじむのかというところについては、今後検討していきたい。

(高橋知美委員)

いろいろな助成金がある中で、事務局にお金を出しているところも多々存在している。民間、ボランティア、NPOなどで助成金を使っている団体への事務局への対応を前向きに検討していただきたいと考えている。

③令和2年度やまがた緑環境税活用事業取組みの考え方について

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料6-1、6-2において説明

(高谷時子委員)

毎日のようにクマの被害が出たり畑が荒らされたりという話が多い中で、去年は狩猟免許の講習会をたくさんやっていただき、狩猟する人数も増えたと思う。今は毎日のようにクマなどの被害が新聞に出ている状況だが、大体どのくらいの人数が活躍していらっしゃるのか。

(みどり自然課長)

やまがた緑環境税を利用した取組みとしては、初心者向けの狩猟免許講習会を実施しており、県内4会場の庄内・置賜・村山・最上で、4回実施している。実績としては受講者が280名ほどで、狩猟免許では9割以上の方が合格した。さらに猟友会のメンバーも3、4年前までは減っていたが、ここ数年は回復傾向にあり1570名台になっている。

捕獲の重要性に関しては、技術の講習会等もあわせてやっていて、クマ以外にもイノシシの被害も非常に大きい。100年ほど前から近年まで県内にイノシシはいなかったため捕獲技術が未熟な場合も多く、イノシシを捕獲する技術のスキルアップをしていきたいと考えている。

(高谷時子委員)

前よりも捕獲数が増えているということか。

(みどり自然課長)

クマについては例年とほぼ変わらない頭数を捕獲している。

イノシシについては平成 30 年度の実績が前年平成 29 年度の倍近くになっていて、1500 頭以上捕獲した。それだけ捕れたということは生息数も増えているということで、そちらの被害の方も対策しなければいけないという状況である。

(二藤部真澄委員)

質問になるが、やまがた木育の推進で小学校向けの教材を作り来年度も小学校五年生向けの副教材の提供をするということだったが、今までの教材を増刷するという事なのか。また、毎年増刷しているということか。

(みどり県民活動推進主幹)

五年生向けの教材については毎年配布している。中身については、毎年焼き直しということではなく、今年は今までの経過をまとめた形で目次や古い写真を見直して改訂を行う。それを来年度配布するイメージで進めている。

(高橋知美委員)

さきほど狩猟免許の話が出たが、講習会を開いて狩猟者を増やしても根本的な解決にはならないと考えている。やはり人間と動物のぶつかる範囲の緩衝帯についてきちんと整備しないことには問題は解決しないと思う。狩猟講習会にお金をかけるのであれば、市町村の方で緩衝帯にお金をかけてもいいのではないか。

(みどり県民活動推進主幹)

事業の所管として、整備の方はハード事業で森林ノミクス推進課が担当していて、みどり自然課では維持管理を担当する形で様々な勉強会などを行っている。

刈払いを継続しないと緩衝帯は維持できない。問題は維持していく人が減ってきているということで、特に山村においてはそのような状況がある。議会の方でも鳥獣被害の話があり、様々な部局に渡るこの問題について 10 月 23 日に鳥獣対策の会議がある。被害の根本的な対策とはいかないかもしれないが、特に学校などの公共性の高い場所は緩衝帯の整備等効果が上がるような制度を活用していただいて、緩衝帯の維持を前提に、会議の場でも PR して普及啓発に努めてまいりたい。

(高橋知美委員)

実際に緩衝帯に関しては昔から言われていることではあるが、音頭を取って

リーダーとしてやっていく人がいない状況である。定年退職の年が上がって実際に手が空いている人が少ない状況で、ボランティアに役割を求めてこのまま維持していこうということは少し難しい。指導という方面でも少し手を入れていただかないと現場としても動けない。狩猟免許も大事ではあるが数をどうにかするだけではなく、動物の生息する環境をどうにかしないとやはり人間とのぶつかりが多くなるので、その点は少し考えて欲しいと思う。

(みどり県民活動推進主幹)

そのような話を初めて会議の席で説明することになっているので、緩衝帯に関する話やもちろんリーダーに関する問題を含めて、ご検討いただけるように声をかけていきたい。

4 その他

特になし

5 現地視察

「やまがた緑環境税」活用事業実施箇所の視察を行った。

6 閉会あいさつ

○環境エネルギー部次長